

地方独立行政法人山口県立病院機構の
中期目標に係る業務の実績に関する
評価結果

(素案)

平成27年 8 月 日

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会

地方独立行政法人山口県立病院機構の 中期目標に係る業務の実績に関する評価結果

1 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条

2 評価の対象

中期目標（平成23年4月指示。目標期間：平成23年度～平成26年度）の達成状況

3 評価の目的

法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する。

4 評価者

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（委員構成は次表のとおり。）

氏名 ※50音順	役職等
天羽 満則	天羽公認会計士事務所所長
小田 悦郎	山口県医師会会長
中田 範夫【委員長】	山口大学経済学部教授
守田 孝恵	山口大学大学院医学系研究科看護学専攻長
吉富 崇子	山口県地域消費者団体連絡協議会会長

5 評価を実施した時期

平成27年6月30日から平成27年8月 日まで

6 評価方法の概要

(1) 評価の実施に関する定め

地方独立行政法人山口県立病院機構の業務の実績に関する評価の実施要領（平成23年12月地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会決定）

(2) 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

(3) 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

①個別項目別評価			②大項目別評価			③全体評価（総合的な評定）		
小（細）項目ごとの中期計画の達成状況を5段階評価〔50項目〕			大項目ごとの中期目標の達成状況を5段階評価〔4項目〕			中期目標全体の達成状況を5段階評価		
評点	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安	符号	評語	判断の目安
5	中期計画を十二分に達成	達成度120%以上	s	中期目標を十二分に達成	①の評点の単純平均値4.3以上	S	中期目標を十二分に達成	②の評点の加重平均値4.3以上
4	中期計画を十分達成	100%以上120%未満	a	中期目標を十分達成	3.5以上4.2以下	A	中期目標を十分達成	3.5以上4.2以下
3	【標準】 中期計画を概ね達成	90%以上100%未満	b	【標準】 中期目標を概ね達成	2.7以上3.4以下	B	【標準】 中期目標を概ね達成	2.7以上3.4以下
2	中期計画はやや未達成	70%以上90%未満	c	中期目標はやや未達成	1.9以上2.6以下	C	中期目標はやや未達成	1.9以上2.6以下
1	中期計画は未達成	70%未満	d	中期目標は未達成	1.8以下	D	中期目標は未達成	1.8以下

注：評点の付け方について

個別項目別評価において、ほぼ計画どおり達成した場合を「標準」とし3点を付す。4点以上は、達成度が計画以上である場合に付すことが基本である。例えば、取組の結果、所期の成果を得た場合は3点を付し、所期の目的を上回る成果を得たと認められる場合に4点以上を付すこととなる。

(4) 評価実施の経過

- 6月30日 法人から業務実績報告書の提出
- 7月13日 第17回評価委員会開催（法人自己評価に係るヒアリング）
- 8月 日まで 各委員意見の集約・評価書素案のとりまとめ
- 8月4日 第18回評価委員会開催（評価書原案決定）
- 8月 日 評価書原案の法人提示
- 8月 日 評価書原案に対する法人意見の提出
- 8月 日 評価書の確定

7 評価の結果

(1) 総合的な評価

中期目標を概ね達成（「標準」のB評価）

【理由】

法人の自己評価による総合的な評価は、「中期目標を概ね達成」となっている。
 評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、自己評価は定められた方法に従って行われており、すべての評価項目において自己評価と異なる評価をすべき事項もなかったことから、評価委員会の総合的な評価は、法人の自己評価どおりとすることが妥当であると判断した。

(評価概要)

※法人の自己評価どおりである。

大項目区分	評価対象 個別項目数	評点別項目数					評点 平均値	大項目区分 ごとの評価
		5点	4点	3点	2点	1点		
県民サービス	38	3	9	26	0	0	3.4	b(概ね達成)
業務運営	7	0	1	6	0	0	3.1	b(概ね達成)
財務内容	1	0	1	0	0	0	4.0	a(十分達成)
その他	4	0	0	4	0	0	3.0	b(概ね達成)
全体	50	3	11	36	0	0	3.4	B(概ね達成)

(2) 概況

ア 全体的な状況

県立病院は、県民の健康の保持増進を図る上で、本県の医療提供体制における中核的な施設としての役割を担っている。

総合医療センターは、昭和24年の開設以来、総合的で高水準な診療基盤を有する基幹病院として、こころの医療センターは、昭和28年の開設以来、精神科医療における基幹病院として、高度専門医療や特殊医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供しており、平成23年の地方独立行政法人化を経て、現在に至っている。

法人化後の病院においては、急速な少子高齢化の進展、医療技術の高度化など医療を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたって安定的かつ効率的に良質な医療を提供していけるよう、中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて、医療の質の向上や業務運営の改善等に取り組んでいる。

中期目標期間（平成23年度から平成26年度までの4年間）においては、県民へ

のより質の高い医療の提供や県内医療機関の支援など、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に取り組んでいることがうかがえる。

まず、県民サービスについては、総合医療センターにおいて、高度急性期病院としての診療内容の充実に取り組んでD P C II群病院に位置付けられ、高度な脳血管内手術や人工関節置換術など、より安全で質の高い医療を提供しており、また、こころの医療センターにおいては、先進的な治療法を活用した精神科救急・急性期医療診療体制を確立するとともに、児童思春期等の専門外来診療体制の充実を図り、児童相談所等の関係機関を継続して支援するなど地域医療の向上にも取り組んでいる。

このほか、総合医療センターにおける7対1看護体制の整備や地域医療支援病院の承認取得、こころの医療センターにおける医療観察法病棟の開棟、さらには、優れた医療従事者の確保や各種研修会への積極的な参加による専門性の向上など、業務の質の向上を図っており、中期目標を概ね達成している。

業務運営については、本部及び両病院の役職員で構成される経営企画会議において、経営課題に組織的に対応し、両病院が連携して医薬品の共同管理を行い、適正な在庫管理に努めるなど、効率的・効果的な業務運営に取り組んでおり、中期目標を概ね達成している。

財務内容については、効率的な病院経営によって、4年間を通じて黒字を維持し、中期目標期間内の経常費用に対する経常収益の割合が100%を超えたことから、中期目標を十分達成している。

以上のことから、法人の中期目標は全体として概ね達成しているものと評価できる。

イ 大項目ごとの状況

全体的な状況に掲げた事項に関連し、特記すべき長所や問題点を以下に列挙する。（白抜数字は評点）

(ア) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

医療の提供

(県立病院として積極的に対応すべき医療の充実)

総合医療センター

「県民の健康と生命を守るために満足度の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 高度急性期医療の提供に積極的に取り組み、平成26年度にD P C II群病院

- として位置付けられている。 **4**
- ② 救急医療については、ドクターヘリや救急車による搬送患者を常時受け入れるなど、24時間365日体制で重症重篤な患者に対し高度な救急医療を提供する救命救急センターとしての役割を果たしている。 **3**
 - ③ 周産期医療については、他の医療機関等から要請された切迫早産や妊娠高血圧症などの産科合併症をもった妊婦を24時間365日体制で受け入れ、体外受精治療症例数が中期計画を達成するなど、総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊婦や新生児に対する高度で専門的な医療、質の高い生殖医療の提供等に積極的に取り組んでいる。 **4**
 - ④ へき地医療については、無医地区への巡回診療を概ね中期計画どおり実施し、要請に応じて代診医をへき地診療所に派遣するとともに、自治医科大学卒業医師のキャリア形成支援を行うなど、へき地医療拠点病院としての機能を発揮している。 **3**
 - ⑤ 災害医療については、広島県及び島根県の県立病院と連携した災害対策の充実を図るなど、基幹災害拠点病院としての体制を強化している。 **3**
 - ⑥ がん医療については、地域連携パス（急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる診療計画表）の策定・整備を進めて胃がん、大腸がん及び肺がんで運用を開始し、がん医療の均てん化を図る一方、胸（腹）腔鏡下手術件数及び化学療法件数が中期計画を達成するなど、地域がん診療連携拠点病院としての役割を十分に果たしている。 **4**
 - ⑦ 脳卒中などの脳血管障害に対する医療については、脳卒中地域連携パスの運用を開始するとともに、より安全で質の高い脳血管内手術を実施し、脳血管内手術件数が中期計画を十二分に達成している。 **5**
 - ⑧ 急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、大動脈瘤等に対する医療については、難度の高い症例に対して高度な手術を実施するなど、質の高い医療の提供に積極的に取り組んでいる。 **3**
 - ⑨ 人工関節治療については、クリニカルパス（退院までの治療手順をあらかじめ定めた計画表）の運用及び低侵襲の手術により早期回復に努め、人工関節置換術件数が中期計画を十二分に達成している。 **5**

こころの医療センター

「県民の心の健康を支える質の高い医療を提供する。」の基本理念のもと、以下のとおり医療機能の充実に取り組んでいる。

- ① 精神科救急・急性期医療については、24時間365日体制で精神科医療に関する相談や輪番病院との連絡調整等に的確に対応し、精神科救急情報センタ

一の対応件数が中期計画を達成している。

また、輪番病院で受入困難な措置・緊急措置入院患者を全て受け入れ、精神科救急医療システムにおいて中核的な役割を果たす一方、m-ECT（修正型電気けいれん療法）等を活用した診療体制を整備するなど、先進的な治療についても取り組んでいる。 **3**

- ② 専門外来については、医師等の増員などにより診療体制の充実を図り、児童思春期等の専門外来診療延べ患者数が中期計画を十二分に達成しているほか、児童相談所等に医師等を派遣して継続的に支援するなど地域医療の向上にも取り組むとともに、高次脳機能障害者への医療及び支援体制も充実させている。 **5**
- ③ 認知症医療については、年々増加する相談への対応や宇部市及び山口市の地域包括支援センターとの連携会議を開催し、他の認知症疾患医療センターとも連携、協力を行うなど、認知症医療ネットワークの構築に向けた取組を進めている。 **3**
- ④ 司法精神医療については、平成25年4月に医療観察法病棟を開棟し、診療体制の充実を図って適正な運営に努めている。 **4**

(医療従事者の確保、専門性の向上)

- ① 専門性の高いコ・メディカル職員を増員し、7対1看護体制を整備するとともに、看護職員の採用において学校推薦方式を採用するなど、優れた人材の確保に努めている。 **3**
- ② 総合医療センター及びこころの医療センターそれぞれの専門性に応じた院内研修を実施するとともに、医療従事者に対し、積極的に院外研修を受講させるなど、最新の知識を修得させ、職務専門性の維持向上に努めている。 **3**

(施設設備の整備)

総合医療センターのMR I 棟及びこころの医療センターの医療観察法病棟の新築、電子カルテシステムの導入等、県立病院に求められる医療ニーズに対応できるよう必要な施設設備の整備に取り組んでいる。 **3**

(医療に関する安全性の確保)

- ① 医療事故の防止対策については、総合医療センターにおいて、毎月、ヒヤリハット事例に対する再発予防策を医療安全委員会で評価し、その有効性を確認するなど、医療事故の未然防止に向けて取り組んでいる。 **3**
- ② 医薬品等の安全管理については、医薬品の安全性等に関する情報紙を発行するほか、総合医療センターに病棟薬剤師を配置して服薬指導体制を充実させるなど、医薬品等の安全管理対策に取り組んでいる。 **4**

- ③ 院内感染の防止対策については、総合医療センターにおいて、県内の同規模病院と相互評価を実施するとともに、地域の中小規模病院と情報共有を行うなど、他の医療機関と連携して院内感染の防止に向けて取り組んでいる。

4

(患者サービスの向上)

- ① 総合医療センターにおいて、クリニカルパスを整備し、その使用件数が中期計画を十分達成している。 **4**
- ② 相談担当職員等を配置して、患者及び家族からの多様な相談や支援に対応するほか、総合医療センターにおいて、自動精算機によるクレジット等決済を開始し、院内にコンビニエンスストアやカフェを整備するなど、患者の視点に立ったサービスの向上に取り組んでいる。 **3**

(地域医療への支援)

- ① 総合医療センターにおいて、地域医療連携の推進に協力する病院及び診療所の新規開拓等により、紹介率及び逆紹介率の向上に努め、平成26年8月に地域医療支援病院の承認を取得している。 **4**
- ② 総合医療センターにおいて、他の医療機関からの診療応援要請等に対応するとともに、地域の研修会等の講師として看護師等の職員を派遣している。

3

医療に関する調査及び研究

- ① 臨床研究の実施については、治験のほか、疫学調査、臨床試験、多施設共同研究等を積極的に受託し、診断方法や治療方法の改善に向けて取り組んでいる。 **3**
- ② 情報の発信については、県民公開講座、病院広報誌の定期発行等により、医療や健康に関する有用な情報を県民及び県内医療機関等に提供している。

3

医療従事者等の研修

- ① 臨床研修医の受入れについては、県外の説明会に出展するなど積極的な募集活動によって、初期臨床研修医の受入数が、中期計画を十分達成している。 **4**
- ② 医学生、看護実習生等の受入れ、救急救命士の実習の引受け等を行い、地域の医療従事者等の育成に取り組んでいる。 **3**

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

経営体制の確立

本部及び両病院事務部の役職員で構成する経営企画会議を定期的を開催し、経営課題についての進捗管理を協議するとともに、本部が病院に財務情報を提供し、病院はこの財務情報を基に病院の経営情報を作成して院内会議等を通じて職員に提供するなど、職員の病院経営に対する意識を醸成している。 3

効率的・効果的な業務運営

- ① 総合医療センターにおいて、リハビリテーション体制を整備するなど、的確な人員配置を行うとともに、部門別原価計算システムを導入し、事務関係職員による経営研究大会を開催して専門性の向上及び情報の共有化を図るなど、役職員が一体となって経営改善に向けた取組を進めている。 3
- ② 総合医療センター及びこころの医療センター間で、医療職の兼務及び相互派遣を実施するほか、医薬品の共同購入、在庫の一元管理、共通する医薬品の相互使用等を行うなど、両病院の連携により効率的な業務運営に努めている。 3

収入の確保、費用の節減・適正化

- ① 総合医療センターにおいて、7対1看護体制を整備するとともに、地域医療支援病院の承認も取得して医業収益の増加を図るなど、収入の確保に向けて取り組んでいる。 3
- ② 物流管理システムを導入して診療材料や医薬品の適正な在庫管理を行うとともに、総合医療センター及びこころの医療センターにおいて医薬品の単価契約を一括して行うほか、後発医薬品の計画的な採用に努めるなど、費用の節減に向けて取り組んでいる。 4

(ウ) 財務内容の改善に関する事項

経常費用（営業費用及び営業外費用）に対する経常収益（営業収益及び営業外収益）の割合は、4年連続で100%を上回り、中期計画で定めた水準を十分達成している。 4

(エ) その他業務運営に関する重要事項

- ① 人事評価制度については、病院に適した医師人事評価制度の新設など、職員の意欲の向上や中長期的な人材育成等に資する人事評価制度の構築に取り

組んでいる。3

- ② 就労環境の整備については、24時間保育や病児保育等の保育支援策の充実を図るなど、職員が働きやすい職場環境づくりを進めている。3

(3) 従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況

平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価において、評価委員会が中期計画の遅れを指摘した項目については、翌年度以降に改善措置が講じられ、評価結果が法人の業務運営に着実に反映されている。

(4) 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

8 法人に対する勧告

なし

9 法人からの意見の申出とその対応

8 月 日に評価書原案を法人に提示して意見照会を行った結果、8 月 日に「意見はない」旨回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

10 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

別表 項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目) (小項目)	評価対象 個別項目数	個別項目別評価の評点の内訳(個数)						個別項目別 評価の評点 の平均値	大項目別 評価	大項目の ウエイト	個別項目別 評価の評点 の平均値 (ウエイト 反映後)	全体評価
		5点	4点	3点	2点	1点	計					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
I 県民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上	38	3	9	26	0	0	38	3.39	b	0.50	1.70	
1 医療の提供	33	3	8	22	0	0	33	3.42				
(1) 県立病院として積極的に対応すべき 医療の充実	18	3	4	11			18	3.56				
(2) 医療従事者の確保、専門性の向上	2			2			2	3.00				
(3) 施設設備の整備	1			1			1	3.00				
(4) 医療に関する安全性の確保	3		2	1			3	3.67				
(5) 患者サービスの向上	6		1	5			6	3.17				
(6) 地域医療への支援	3		1	2			3	3.33				
2 医療に関する調査及び研究	2			2			2	3.00				
3 医療従事者等の研修	3		1	2			3	3.33				
II 業務運営の改善及び効率化	7	0	1	6	0	0	7	3.14	b	0.20	0.63	
1 経営体制の確立	1			1			1	3.00				
2 効率的・効果的な業務運営	4			4			4	3.00				
3 収入の確保、費用の節減・適正化	2		1	1			2	3.50				
III 財務内容の改善 (予算、収支計画及び資金計画)	1		1				1	4.00	a	0.20	0.80	
IV その他業務運営に関する重要事項	4	0	0	4	0	0	4	3.00	b	0.10	0.30	
1 人事に関する計画	2			2			2	3.00				
2 就労環境に関する計画	2			2			2	3.00				
全 体	50	3	11	36	0	0	50			1.00	3.43	B